平成２２年（フ）第４６５号
長崎県長崎市田中町246番地１　フォーレ東望215号
債務者　野副　奈美
１　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９３号
長崎県長崎市川平町383番地３
債務者　川原　久美
１　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９６号
長崎県長崎市小江原２丁目23番12―503号
債務者　北野　　誠
１　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１７３号
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目４番３―104号
債務者　大草　政二
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３４９号
札幌市豊平区月寒東２条19丁目13番11号101号
債務者　佐藤　　勝
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３８５号
札幌市豊平区平岸４条７丁目３番４―103号
債務者　宮本　弘樹
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４０６号
札幌市北区北33条西10丁目４番６号
債務者　石塚　時子
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６０７号
札幌市豊平区豊平３条３丁目１番14―503号
債務者　井内　　歩（旧姓宮前）
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６３５号
札幌市豊平区月寒西３条７丁目４番20―315号
債務者　小川　朝子
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６５３号
札幌市白石区南郷通１丁目南７番10―202号
債務者　鈴木　博子
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７１０号
札幌市北区北33条西６丁目１番14―203号
債務者　大竹　雅美
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７１９号
札幌市北区新琴似７条２丁目２番50号　Ｂ―204号
債務者　桂　　忠
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７３２号
札幌市西区山の手２条５丁目５番23号　カサデューク山の手ⅡＢ―202号
債務者　水上　伸也
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７４４号
札幌市南区石山東４丁目１番25号　コーポピウ201号
債務者　仲筋美千代
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７７０号
札幌市北区北27条西８丁目４番８号　伊藤アパート２Ｆ右
債務者　石橋　俊生
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８４１号
札幌市中央区北７条西18丁目２番地
債務者　佐久間孝俊
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８７５号
札幌市白石区中央１条６丁目１番21―301号
債務者　中村　修治
１　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部